

# 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

## 目次

### 第1章 総務（第1条）

### 第2章 厚生福祉（第2条―第4条）

### 附則

#### 第1章 総務

（春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

**第1条** 春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（介護補償） 第10条の2 （2） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第 <u>11項</u> に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	（介護補償） 第10条の2 （2） <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第 <u>12項</u> に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

#### 第2章 厚生福祉

（春日部市心身障害者通所支援施設条例の一部改正）

**第2条** 春日部市心身障害者通所支援施設条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、春日部市	（設置） 第1条 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、春日部市心身障害者通所支援施設（以下「通所支援

心身障害者通所支援施設（以下「通所支援施設」という。）を設置する。	施設」という。）を設置する。
-----------------------------------	----------------

（春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

**第3条** 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、<u>共同生活援助</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、<u>共同生活援助</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(2) 本市から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法</u>（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、<u>共同生活援助又は共同生活介護</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、<u>共同生活援助又は共同生活介護</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(2) 本市から<u>障害者自立支援法</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（<u>共同生活援助又は共同生活介護</u>を行う住居への入居者を含む。）</p>

<p>に入所、入院又は入居している者（<u>共同生活援助</u>を行う住居への入居者を含む。）</p> <p>(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている<u>共同生活援助</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている<u>共同生活援助</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p>	<p>(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている<u>共同生活援助又は共同生活介護</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている<u>共同生活援助又は共同生活介護</u>を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p>
<p>2</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者<u>又は</u>同法第6条の4に規定する里親に委託されている者（助成金）</p> <p>第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の<u>責め</u>（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。（損害賠償との調整）</p> <p>第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、<u>助成金</u>の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した<u>助成金</u>の額に相当する額を返還させることができる。</p>	<p>2</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者<u>及び</u>同法第6条の4に規定する里親に委託されている者（助成金）</p> <p>第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の<u>責</u>（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。（損害賠償との調整）</p> <p>第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、<u>重度心身障害者医療費</u>の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した<u>重度心身障害者医療費</u>の額に相当する額を返還させることができる。</p>

（春日部市介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正）

**第4条** 春日部市介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、法第26条第2項に規定する審査判定業務を行うため、春日部市介護給付費等の支給に関する審</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、法第26条第2項に規定する審査判定業務を行うため、春日部市介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

査会（以下「審査会」という。）を置く。	
---------------------	--

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の部分中第3条第1項第2号の改正規定（「又は」を「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により」に改める部分に限る。）並びに第3条第2項第3号、第4条及び第11条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の部分（「第12項」を「第11項」に改める部分に限る。）、第3条の部分中第3条第1項第1号イ及びエの改正規定、同項第2号の改正規定（「共同生活援助又は共同生活介護」を「共同生活援助」に改める部分に限る。）並びに同項第3号及び第5号の改正規定 平成26年4月1日